

# 8 第4期特定健康診査等実施計画

## 8.1 目的

平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、当組合においては40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるための保健指導（特定保健指導）を実施している。

本計画は、当組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定め、組合員等一人一人の健康の保持・増進及び医療費の抑制を目的とする。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査等実施計画を定めるものとされていることから、令和6年度からの第4期実施計画を定めるものである。

## 8.2 富山県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

令和4年度末の所属所数は32（市10、町4、村1、一部事務組合等17）である。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は17,738人、40歳以上75歳未満の組合員数は11,029人である。男女比は男38.8%、女61.2%となっている。

また、被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下同じ。）数は9,489人、40歳以上75歳未満の被扶養者数は1,474人である。男女比は男43.4%、女56.6%となっている。

特定健康診査については、組合員にあっては、所属所の事業主健診時に当共済組合全額助成の生活習慣病健診を併せた定期健康診断又は当共済組合が助成している人間ドックにより行っている。

被扶養者にあっては、当共済組合が受診券を送付して、集合契約医療機関における健診や各市町村が実施する住民健診を受診する。または当共済組合が助成している人間ドックにより行っている。

特定保健指導については、事業主健診や人間ドックを実施した機関、集合契約医療機関により行っている。また、オンライン型特定保健指導も選択できるよう、委託契約している。

特定健康診査の受診率については、組合員にあっては、約95%が所属所の事業主健診又は当共済組合が助成している人間ドックを利用して受診している。被扶養者の受診率にあっては、約42%と低い。全体では全国的に見て受診率は高いが、目標は達成できていない。

また、特定保健指導の実施率については、20%前後を推移しており、全国的に見ても低い状態が続き、目標値にも届いていない。

参考 特定健康診査・特定保健指導の国への報告状況より

### 健診受診率

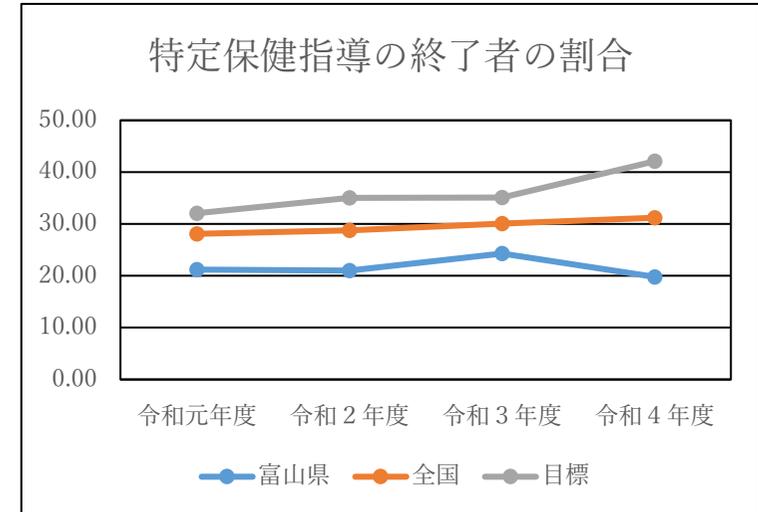
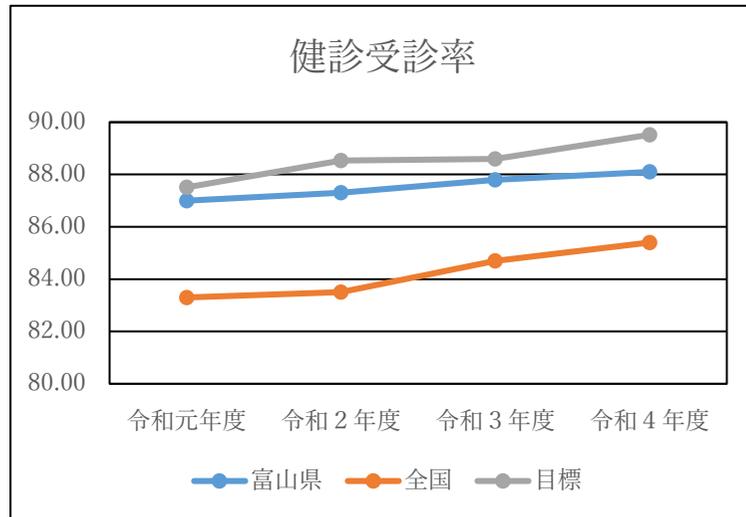
(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	87.00	87.30	87.80	88.10
全国	83.30	83.50	84.70	85.40
目標	87.51	88.53	88.60	89.52

### 特定保健指導の終了者の割合

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
富山県	21.20	21.00	24.30	19.80
全国	28.10	28.80	30.10	31.20
目標	32.07	35.04	35.08	42.09



## 8.3 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率は90%を超えるものとする。(国の定めた目標値に即して設定)  
なお、この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)は次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
組合員	95.00	95.60	96.20	96.80	97.40	98.00
被扶養者	45.00	45.36	45.72	46.08	46.44	46.80
全体	89.01	89.53	90.06	90.59	91.12	91.64

※被扶養者：組合員の被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者の合計(以下同じ。)

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率は60%を超えるものとする。(国の定めた目標値に即して設定)  
なお、この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)は次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
組合員	38.75	43.11	47.37	51.91	56.45	61.09
被扶養者	18.60	18.60	25.00	26.67	30.00	30.43
全体	38.07	42.29	46.61	51.04	55.54	60.02

## 8.4 特定健康診査等の対象者数

令和6年度から令和11年度までの特定健康診査等の対象者数等について次のとおり推計する。

### 1 特定健康診査

#### (1) 対象者数

(単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
組合員	11,679	11,650	11,622	11,594	11,566	11,538
被扶養者	1,590	1,599	1,608	1,617	1,627	1,636
合計	13,269	13,249	13,230	13,211	13,193	13,174

#### (2) 受診者数

(単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
組合員	11,095	11,137	11,180	11,223	11,265	11,307
被扶養者	716	725	735	745	756	766
合計	11,811	11,862	11,915	11,968	12,021	12,073

### 2 特定保健指導

(単位：人)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者	1,287	1,291	1,298	1,303	1,309	1,313
実施者	490	546	605	665	727	788

## 8.5 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施場所

#### (1) 特定健康診査について

組合員については、集団検診を基本とし、所属所が定期健康診断を委託した健診機関で実施し、所属所が指定する場所で行う。人間ドック利用者は、人間ドック実施機関に出向いて受診する。

被扶養者については、主に国保ベースの集合契約を通じて実施し、国保の健診会場及び県医師会に加入する医療機関等で行う。人間ドック利用者は、人間ドック実施機関に出向いて受診する。

#### (2) 特定保健指導について

集団検診を受診した組合員については、当共済組合が保健指導を委託した保健指導機関で実施し、所属所が指定する場所で行う。人間ドックを受診した組合員は、主に国保ベースの集合契約を通じて実施し、保健指導機関等が指定する場所で行う。令和4年度からは、オンライン型特定保健指導も選択できるものとしている。

被扶養者については、集合契約を通じて実施し、保健指導機関等が指定する場所で行う。組合員と同様に、オンライン型指導も選択できるものとしている。

### 2 実施項目

実施項目は、厚生労働省健康局作成の「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目及び指導内容とする。

### 3 実施機関

実施時期は、通年とする。

### 4 契約形態

#### (1) 集合契約

代表医療保険者を通じて委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

#### (2) 個別契約

集合契約以外の実施機関とは個別契約を結び、直接決済を行う。

### 5 受診・利用方法

特定健診等対象者に特定健康診査受診券、特定保健指導対象者に特定保健指導利用券を対象者のご自宅に送付する。(組合員の利用券は所属所を通じて配布する。)

各対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。

令和6年度において、受診時および利用時の窓口負担額は無い。なお、定められた実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

### 6 周知・案内方法

当共済組合の広報誌「共済だより」に掲載し組合員に配布するとともに、ホームページへの掲載により周知を図る。また、所属所にて実施する健康づくりセミナー等において、当組合の医療費の現状等について説明し、特定健康診査・特定保健指導の周知を図る。

被扶養者に対しては、特定健康診査受診券及び特定保健指導利用券の配布時に案内を兼ねて周知をする。特定健康診査受診券送付者のうち、未受診者への受診勧奨を年2回実施する。

- 7 事業主健診等のデータの受領方法  
健診のデータは、国の定める電子的な標準様式で随時受領して、当共済組合で保管する。また、特定保健指導についても同様とする。
- 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法  
「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みをする。
- 9 実施に関する年間のスケジュール  
年度当初に受診券の発券や案内の発送等を行い、年度後半は翌年度の契約準備などを行うこととする。

## 8.6 個人情報保護

- 1 特定健診等データの保管方法及び管理体制  
健診及び保健指導データを当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。なお、保管年数は5年とする。
- 2 記録の管理に関するルール  
当共済組合は、富山県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程等を遵守する。  
当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。  
当共済組合のデータ管理者は、年金福祉課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。  
外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## 8.7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知は、組合広報誌及びホームページに掲載する。

## 8.8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実績に基づき評価する。また、目標と大きくかけ離れた場合またはその他必要がある場合には見直すこととする。

## 8.9 その他

- ・組合員の特定保健指導にあたっては、所属所のご理解、ご協力が欠かせないことから、公務に支障のないよう所属所と連携を図る。
- ・当組合は組合員等の住所等を把握する必要があるため、住所等の変更届は速やかに提出してもらう。
- ・組合員から被扶養者へ、特定健康診査等の利用とその理解に向け働きかけが必要であるため、広報誌等で呼びかける。